

## 医療機関の食材料費高騰への支援金について

物価高騰により食材料費が高騰する中、医療機関において質の高いサービスが継続的に提供できるよう、入院時の食費が厚生労働省告示で定められており、食材料費の高騰の影響を食費に転嫁できない県内の医療機関を対象に「山口県医療機関食材料費高騰対策緊急支援金」（以下「支援金」という。）を支給します。

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 山口県内に所在する病院、有床診療所（以下、「医療機関」という。）<br>※対象者については要件がありますので、必ず「2 注意事項」をご確認ください。   |
| 申請期間 | 令和6年1月9日(火)～令和6年2月29日(木)必着   |
| 申請書類 | ①医療機関食材料費高騰対策緊急支援金申請書（様式第1号）<br>②口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し<br>※必ず申請者名義の口座を指定してください。<br>☞本年6月1日から8月31日までを申請期間とした「医療機関等光熱費高騰対策支援金」を受領済みの医療機関で、同一の口座に振込みを希望される場合、通帳写しの添付は必要ありません。 |

### 1 支援金額

施設ごとの支援金額は以下のとおりで、支給は1施設につき1回限りです。

$$\text{支援金額} = \text{許可病床数} \times 6,400\text{円}$$

### 2 注意事項

#### (1) 対象者等について

- ・申請時点で休止又は廃止している医療機関は、支援の対象になりません。
- ・申請時点において、保険医療機関の指定を受けている医療機関が対象です。
- ・令和5年10月1日から令和6年3月31日の間に全く食事の提供を行っていない又は行う見込みのない医療機関については対象外です。
- ・市町が設置する医療機関は対象外です。

#### (2) 支援金の支給等について

- ・支援金は、申請書を県で受け付けて審査した後、3週間程度でお支払いする予定です。
- ・支給申請書を審査して、適正と認めた場合には支援金をお支払いし、通知等はお送りしません。虚偽の申請等により不支給要件に該当する場合には、不支給を決定する通知をお送りします。

※その他、制度の詳細については、「山口県医療機関食材料費高騰対策緊急支援金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

### 3 申請方法・申請先

- ・メール又は郵送により申請してください。
- ・申請書様式については、以下のURLからダウンロードできます。
- ・なお、申請書様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布している申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/235915.html>

#### ①メール申請の場合

以下のメールアドレスに申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

**メールアドレス** [byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp)

#### ②郵送申請の場合

以下のあて先に申請書（様式第1号）と振込先口座の通帳の写し（不要の場合あり）をお送りください。

**送付先** 〒753-8501 山口市滝町1番1号  
山口県 健康福祉部 医務保険課 支援金担当あて

### 4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課 TEL 083-933-2820  
【受付時間：平日9:00～17:00】